利用者負担額表　認定こども園・保育所 【標準時間認定】

令和9年4月分～令和9年8月分保育料　＝　令和8年度市民税を基に算定
令和9年9月分～令和10年3月分保育料　＝　令和9年度市民税を基に算定

令和元年10月1日改正
単位：円

算定対象となる子どもの年齢上限	階層区分			保育標準時間　負担額（月額）			
				3歳未満児			3歳以上児
				第1子	第2子	第3子以降	
年齢上限制限無し★	1	生活保護世帯等		0	0	0	・幼児教育・保育無償化により3歳児～5歳児は保育料0円 ・3歳児～5歳児で■色の階層（第1階層～第6-3階層、第7-1階層、第8-1階層）の世帯の子及び第3子以降の子の副食費は免除
	2-1	市民税非課税世帯	ひとり親等	0	0	0	
	2-2			0	0	0	
	3-1	市民税所得割額非課税世帯（均等割のみ）	ひとり親等	4,000	0	0	
	3-2			9,000	4,500	0	
	4-1	市民税所得割額10,000円未満	ひとり親等	5,500	0	0	
	4-2			12,000	6,000	0	
	5-1	10,000円以上48,600円未満	ひとり親等	6,000	0	0	
	5-2			13,000	6,500	0	
	6-1	48,600円以上57,700円未満	ひとり親等	8,000	0	0	
	6-2			16,000	8,000	0	
	6-3	57,700円以上60,700円未満	ひとり親等	8,000	0	0	
	6-4			16,000	8,000	0	
	7-1	60,700円以上72,800円未満	ひとり親等	9,000	0	0	
	7-2			18,000	9,000	0	
	8-1	72,800円以上77,101円未満	ひとり親等	10,000	0	0	
	8-2			20,000	10,000	0	
	8-3	77,101円以上	84,900円未満				
	9	84,900円以上	97,000円未満	22,000	11,000	0	
	10	97,000円以上	115,000円未満	24,000	12,000	0	
	11	115,000円以上	133,000円未満	29,000	14,500	0	
	12	133,000円以上	151,000円未満	33,000	16,500	0	
	13	151,000円以上	169,000円未満	37,000	18,500	0	
	14	169,000円以上	202,000円未満	43,000	21,500	0	
	15	202,000円以上	235,000円未満	48,000	24,000	0	
	16	235,000円以上	268,000円未満	52,000	26,000	0	
	17	268,000円以上	301,000円未満	54,000	27,000	0	
	18	301,000円以上	349,000円未満	56,000	28,000	0	
	19	349,000円以上	397,000円未満	58,000	29,000	0	
	20	397,000円以上		62,000	31,000	0	

★交野市では、【6-4】、【7-2】、【8-2】～【20】階層の世帯の子どもについて、交野市独自で、兄弟を数える際の年齢制限を撤廃しているため、世帯の状況に関わらず、対象の子どもが第２子の場合は「半額」、第３子の場合は「無料」とする軽減措置を行っています。
（注：算定対象になる子どもは、生計が同じであることが条件です。）

※上記の階層について国の基準では、対象子どもが「小学校に上がるまでの兄弟から数えて何人目にあたるか」で数えることとされています。

【備考】
市民税所得割額の算定については、税額控除（配当控除、外国税額控除、住宅借入金特別控除、寄付金控除等）を適用しない。

【減額】
1. 8-1階層以下のひとり親等（母子・父子世帯又は在宅障がい児（者）のいる世帯）の利用者負担額は軽減したものを表示。
2. すべての階層について、第3子以降は0円とする。
（注） 算定対象となる子どもは保護者と生計を一にするものとする。

利用者負担額表　認定こども園・保育所 【短時間認定】

令和9年4月分～令和9年8月分保育料　＝　令和8年度市民税を基に算定
令和9年9月分～令和10年3月分保育料　＝　令和9年度市民税を基に算定

令和元年10月1日改正
単位：円

算定対象となる子どもの年齢上限	階層区分			保育短時間　負担額（月額）			
				3歳未満児			3歳以上児
				第1子	第2子	第3子以降	
年齢上限制限無し★	1	生活保護世帯等		0	0	0	・幼児教育・保育無償化により3歳児～5歳児は保育料0円 ・3歳児～5歳児で■色の階層（第1階層～第6-3階層、第7-1階層、第8-1階層）の世帯の子及び第3子以降の子の副食費は免除
	2-1	市民税非課税世帯	ひとり親等	0	0	0	
	2-2			0	0	0	
	3-1	市民税所得割額非課税世帯（均等割のみ）	ひとり親等	3,900	0	0	
	3-2			8,800	4,400	0	
	4-1	市民税所得割額10,000円未満	ひとり親等	5,300	0	0	
	4-2			11,700	5,800	0	
	5-1	10,000円以上48,600円未満	ひとり親等	5,800	0	0	
	5-2			12,700	6,300	0	
	6-1	48,600円以上57,700円未満	ひとり親等	7,800	0	0	
	6-2			15,700	7,800	0	
	6-3	57,700円以上60,700円未満	ひとり親等	7,800	0	0	
	6-4			15,700	7,800	0	
	7-1	60,700円以上72,800円未満	ひとり親等	8,800	0	0	
	7-2			17,600	8,800	0	
	8-1	72,800円以上77,101円未満	ひとり親等	9,000	0	0	
	8-2			19,600	9,800	0	
	8-3	77,101円以上	84,900円未満				
	9	84,900円以上	97,000円未満	21,600	10,800	0	
	10	97,000円以上	115,000円未満	23,500	11,700	0	
	11	115,000円以上	133,000円未満	28,500	14,200	0	
	12	133,000円以上	151,000円未満	32,400	16,200	0	
	13	151,000円以上	169,000円未満	36,300	18,100	0	
	14	169,000円以上	202,000円未満	42,200	21,100	0	
	15	202,000円以上	235,000円未満	47,100	23,500	0	
	16	235,000円以上	268,000円未満	51,100	25,500	0	
	17	268,000円以上	301,000円未満	53,000	26,500	0	
	18	301,000円以上	349,000円未満	55,000	27,500	0	
	19	349,000円以上	397,000円未満	57,000	28,500	0	
	20	397,000円以上		60,900	30,400	0	

★交野市では、【6-4】、【7-2】、【8-2】～【20】階層の世帯の子どもについて、交野市独自で、兄弟を数える際の年齢制限を撤廃しているため、世帯の状況に関わらず、対象の子どもが第２子の場合は「半額」、第３子の場合は「無料」とする軽減措置を行っています。
（注：算定対象になる子どもは、生計が同じであることが条件です。）

※上記の階層について国の基準では、対象子どもが「小学校に上がるまでの兄弟から数えて何人目にあたるか」で数えることとされています。

【備考】
市民税所得割額の算定については、税額控除（配当控除、外国税額控除、住宅借入金特別控除、寄付金控除等）を適用しない。

【減額】
1. 8-1階層以下のひとり親等（母子・父子世帯又は在宅障がい児（者）のいる世帯）の利用者負担額は軽減したものを表示。
2. すべての階層について、第3子以降は0円とする。

（注） 算定対象となる子どもは保護者と生計を一にするものとする。

利用者負担額表　小規模保育施設【標準時間認定・短時間認定　共通】

令和9年4月分～令和9年8月分保育料　＝　令和8年度市民税を基に算定
令和9年9月分～令和10年3月分保育料　＝　令和9年度市民税を基に算定

令和元年10月1日改正
単位：円

算定対象となる子どもの年齢上限	階層区分			保育標準時間 3歳未満児 第1子	保育標準時間 3歳未満児 第2子	保育短時間 3歳未満児 第1子	保育短時間 3歳未満児 第2子	第3子以降
年齢上限制限無し★	1	生活保護世帯等		0	0	0	0	0
	2-1	市民税非課税世帯	ひとり親等	0	0	0	0	0
	2-2			0	0	0	0	0
	3-1	市民税所得割額非課税世帯（均等割のみ）	ひとり親等	3,500	0	3,400	0	0
	3-2			8,100	4,000	7,900	3,900	0
	4-1	市民税所得割額10,000円未満	ひとり親等	4,900	0	4,700	0	0
	4-2			10,800	5,400	10,500	5,200	0
	5-1	10,000円以上48,600円未満	ひとり親等	5,300	0	5,200	0	0
	5-2			11,700	5,800	11,400	5,700	0
	6-1	48,600円以上57,700円未満	ひとり親等	7,200	0	7,000	0	0
	6-2			14,400	7,200	14,100	7,000	0
	6-3	57,700円以上60,700円未満	ひとり親等	7,200	0	7,000	0	0
	6-4			14,400	7,200	14,100	7,000	0
	7-1	60,700円以上72,800円未満	ひとり親等	8,100	0	7,900	0	0
	7-2			16,200	8,100	15,800	7,900	0
	8-1	72,800円以上77,101円未満	ひとり親等	8,100	0	8,100	0	0
	8-2			18,000	9,000	17,600	8,800	0
	8-3	77,101円以上	84,900円未満					
	9	84,900円以上	97,000円未満	19,800	9,900	19,400	9,700	0
	10	97,000円以上	115,000円未満	21,600	10,800	21,100	10,500	0
	11	115,000円以上	133,000円未満	26,100	13,000	25,600	12,800	0
	12	133,000円以上	151,000円未満	29,700	14,800	29,100	14,500	0
	13	151,000円以上	169,000円未満	33,300	16,600	32,600	16,300	0
	14	169,000円以上	202,000円未満	38,700	19,300	37,900	18,900	0
	15	202,000円以上	235,000円未満	43,200	21,600	42,300	21,100	0
	16	235,000円以上	268,000円未満	46,800	23,400	45,900	22,900	0
	17	268,000円以上	301,000円未満	48,600	24,300	47,700	23,800	0
	18	301,000円以上	349,000円未満	50,400	25,200	49,500	24,700	0
	19	349,000円以上	397,000円未満	52,200	26,100	51,300	25,600	0
	20	397,000円以上		55,800	27,900	54,800	27,400	0

★交野市では、【6-4】、【7-2】、【8-2】～【20】階層の世帯の子どもについて、交野市独自で、兄弟を数える際の年齢制限を撤廃しているため、世帯の状況に関わらず、対象の子どもが第２子の場合は「半額」、第３子の場合は「無料」とする軽減措置を行っています。
（注：算定対象になる子どもは、生計が同じであることが条件です。）

※上記の階層について国の基準では、対象子どもが「小学校に上がるまでの兄弟から数えて何人目にあたるか」で数えることとされています。

【備考】
市民税所得割額の算定については、税額控除（配当控除、外国税額控除、住宅借入金特別控除、寄付金控除等）を適用しない。

【減額】
1. 8-1階層以下のひとり親等（母子・父子世帯又は在宅障がい児（者）のいる世帯）の利用者負担額は軽減したものを表示。
2. すべての階層について、第3子以降は0円とする。

（注）算定対象となる子どもは保護者と生計を一にするものとする。